議題２：道路上の動物の死骸処理について（犬山市提出）　資料２

市名	回答
	（１）県道上の動物の死骸処理の対応について
名古屋市	道路上の動物の死骸については、県道・市道上であれば本市が収集し、処理を行っている。なお、国道上であれば国道事務所に収集を依頼しているが、その後の処理は本市で行っている。
豊橋市	市民等から通報があったものも含め東三河建設事務所（県）へ場所等を電話連絡し、県が対応している。
岡崎市	県道上の動物の死骸は市が処理し、その費用を負担している。 ただし、追い越し車線や中央分離帯に死骸がある場合は、道路管理者に依頼し、安全に回収可能な場所へ移動後に市が回収し処理している。
一宮市	当市では、国道・県道・市道に関わらず、処理しています。
瀬戸市	県道上の動物死骸の処理、回収は、市が実施しています。直営の施設で焼却を実施するため、費用の持ち出しはありません。
半田市	国道・県道・市道にかかわらず、市職員が回収及び処理を行っています。
春日井市	貴市と同様、県道上の動物死体については、当市が処理し、費用を負担しています。
豊川市	市に通報があったものを含め、原則として道路管理者（県）での回収対応としている。ただし、回収したものの一部については、県道沿いの拠点（市内５か所程度）に置いたとの連絡が道路管理者（県）から市に入るので、市のごみ収集委託業者に指示して回収させている。 なお、回収後の処分については、清掃工場で行っている。
津島市	県道上の動物の死骸処理については、回収は県が行い処理は市が行っており、処理に係る費用負担は市が負担している。
碧南市	市委託事業者にて回収している。
刈谷市	市に連絡があった場合、県道を管理する知立建設事務所へ連絡します。処理は県で行います。市が費用を負担することはありません。

市名	回答
	（１）県道上の動物の死骸処理の対応について
豊　田　市	公道上であれば（何道でも）「豊田市不法投棄対策（きれいなまち）連絡会」の連携に準じて、清掃業務課が無償で処理している。 ・旧豊田地区：直営稼働日は直営で収集。土日曜日、夜間等は業者への手数料対応 ・旧合併町村地区：業者への手数料対応
安　城　市	本市においても国道・県道問わず道路上の犬猫等小型の死骸に関して市が処理し、その費用を負担している。ただし、交通量の多い場所や回収に危険が伴う場所については、各道路管理者に回収をお願いしている。
西　尾　市	国道２３号バイパスを除く国・県・市道上の犬猫等動物の死骸について市が回収処理を委託している業者に作業を依頼している。
蒲　郡　市	通報があった場合は回収し、市の斎場にて火葬している。
犬　山　市	犬山市では、市道と県道上に犬猫等小型の死骸があった場合、市で処理をしています。
常　滑　市	高速道路を除くすべての道路において、市の負担で処理を行っています。
江　南　市	江南市においては県道上の犬猫等小型の死骸に関して実務上、市が業者へ処理を委託し、その費用を負担している。
小　牧　市	小牧市においては、国道・県道・市道上の犬猫等の死骸に関して、大型、小型に係わらず市が処理し、その費用を負担しています。
稲　沢　市	当市にて回収、処理を行っている。
新　城　市	動物の死骸回収は県（委託業者含む）で行い、焼却処分が可能なものは受入している。（手数料は免除）
東　海　市	原則、国道、県道、市道問わず、市が処理し、その費用を負担しておりますが、西知多産業道路及び国道３０２号線については、交通量が多く、危険を伴うため、以下のとおり処理しております。 西知多産業道路：愛知県知多建設事務所が処理し、その費用を負担。 国道３０２号線：国土交通省名古屋国道事務所が収集したものを市が受取及び処理を行い、その費用を負担。

市名	回答
	（１）県道上の動物の死骸処理の対応について
大　府　市	市民からの通報に加え、国道については名古屋国道事務所、県道については知多建設事務所からも通報が入る。国道については市の委託業者が直接回収する場合と、国道の管理を受託した事務所等が回収し、市役所まで輸送してくれる場合があるが、県道及び市道については、すべて市の委託業者が回収する。回収後は、市の委託業者が死骸処理を行っており、処理費用は市が負担がしている。
知　多　市	県道上の動物の死骸は市が処理している。 一部県管理の一般国道（自動車専用道など）については、県の委託業者に回収を依頼しているが、死骸の保管・斎場への搬入は市が行っている。
知　立　市	当市では、それぞれの道路管理者が処理している。
尾 張 旭 市	市民から通報があった場合、犬・猫等小型の死骸に関しては市で処理を行い、費用も市で負担しているが、その他大型動物等の対応は協議の上決めている。
高　浜　市	市が処理し、費用を負担している。
岩　倉　市	県道であっても市民から通報があれば、市が委託した業者に連絡し処理している。
豊　明　市	国道23号線上（車での駐車が難しい区間）を除いては、国道、県道上の死骸は委託業者に依頼して回収を行っている。
日　進　市	県道上に動物の死骸があった場合は、尾張建設事務所　維持管理課　維持・修繕第１グループに処理するよう連絡している。 なお、日進市においても従前は市が処理しその費用を負担していたが、平成２９年度に維持管理課の担当者と道路管理者の管理責任及び日進市が負担する根拠がないことについて電話で意見を交わした結果、以降は県が処理しその費用を負担することを確認したもの。
田　原　市	国県道上の犬猫等の死骸処理は、市の委託業者が回収し、市所有のペット火葬場で焼却処理しており、その費用は全額市で負担していた。今年度から市の委託業者が回収する費用について、県に負担していただくための協定を締結した（事務手続き中）。

市名	回答
	（１）県道上の動物の死骸処理の対応について
愛　西　市	県道及び県管理の国道において動物の死骸の連絡が入った場合は、道路管理者である愛知県（海部建設事務所維持管理課）へ連絡し、回収してもらっている。なお処理費用については、愛西市が負担している。
清　須　市	清須市が処理し、その費用を負担しています。
北名古屋市	本市においても、議題同様の対応となっております。
弥　富　市	県道上に動物の死骸があった場合は、県に処理を依頼します。（連絡先：海部建設事務所　維持管理課）
みよし市	県道上であっても市民からの連絡であれば市で処理し、費用を負担しています。 しかし、県の道路管理委託業者が死骸の回収を行った後、処分を依頼してくることが年に数回あります。その場合は道路管理委託業者に対し、県に連絡して処理方法を相談するよう伝えます。
あ　ま　市	平成３１年４月から当地域で、各市町村間の国県道に対する愛知県（道路維持課）の扱いが平等となった。４月から県道上の死体は県の委託業者（道路補修等の土木会社）が、ごみではなく、道路上の障害物として回収している。処分は市町村が負担している。
長久手市	平成30年度から県に対応を依頼しています。